

# 令和8年度広島県農業分野における新たな就労確保事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度広島県農業分野における新たな就労確保事業業務

## 2 事業の目的

障害者が農業分野で活躍することを通じて、就労や生きがいを生み出すだけではなく、高齢化が進展している農業分野において、新たな担い手の確保につながることが期待されている。

このため、農福連携に関する相談窓口を設置し、農産物の生産に取り組む就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）への農業専門家等の派遣による農業技術等の指導・助言等を実施するとともに、農業者や事業所の農福連携のニーズを把握し、施設外就労（請負）のマッチングを支援することにより、農業分野での就労機会の拡大や障害者の経済的な自立の実現に向けて、更なる工賃向上を目指す。

また、県内での農福連携の取組を広く知ってもらうため、優良事例等の情報発信や、セミナー等の開催による意識啓発を図り、農福連携の取組を更に推進していく。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 4 委託金額

上限額 8,954,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 業務内容

### (1) 相談窓口の設置・運営

ア 事業所等からの専門家派遣の問い合わせや、農福連携に関する各種相談に対応するための相談窓口を設置すること。

イ 相談受付体制を確保し、相談内容を記録・整理すること。

ウ 相談内容に応じて、県や関係機関等と連携して対応することとし、農業専門家等（以下「アドバイザー」という。）やマッチングを支援する者（以下「コーディネーター」という。）等を派遣すること。

### (2) 障害者就労施設等と農業者のマッチング支援

ア 県、市町などと連携し、農業者や事業所の農福連携のニーズを掘り起こし、マッチングを支援すること。特に、地域での農業者のニーズの掘り起しが課題となっており、農業者のニーズの把握方法等について提案すること。

イ マッチング支援に当たっては、コーディネーターを1名以上確保するとともに、事業所を利用する障害者の工賃向上につながるよう、適切な支援を行うこと。

ウ 市町が実施する農福連携の取組について、必要に応じて支援を行うこと。

(3) 農業専門家等の派遣

- ア 事業所等からの派遣依頼に基づき、適切なアドバイザーを派遣すること。
- イ 事業所への農業技術指導等の助言・指導を行うアドバイザーを1名以上確保することとし、アドバイザーの選定に当たっては、農産物の生産、加工、販売、商品企画など事業所の希望に応じた助言・指導ができる人材を選定すること。

(4) 農福連携に関する情報発信及び意識啓発等

- ア 農福連携に関する優良事例等を収集し、ホームページ等を活用するなどにより、広く情報発信すること。
- イ 当該事業等、県内の農福連携の取組について、事例集としてとりまとめ、事業所や農業者等に情報発信すること。
- ウ 農福連携の取組を推進するため、セミナーや会議等を企画し、県と協議の実施上すること。
- エ その他、農福連携の普及啓発につながる取組について企画し、県と協議の上、実施すること。

(5) その他

- ア 県が協定を締結している「農福コンソーシアムひろしま」と連携・協力し、県内の農福連携の推進を図ること。
- イ 県が実施する農福連携に関する調査等の関連事業に協力すること。

## 6 事業実施計画書及び実績報告書の作成

(1) 事業実施計画

事業を確実かつ円滑に実施するため、事前に事業実施計画書を作成し、県に提出すること。

(2) 業務完了報告

実施した事業内容や成果、次年度の取組の参考となる事項をまとめ、業務完了後、30日以内に提出すること。

## 7 契約に関する条件等

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行うために必要な場合は、委託者と協議の上、一部委託することができる。

(3) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために本業務以外の目的に使用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

#### (4) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

#### (5) 著作権

本件プロポーザル及び本業務により得た著作権（成果物の著作権を含む。また、制作過程で作られた素材等成果物の著作権も含む。）その他の権利は、全て広島県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは、第三者が権利を有する著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとし、使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての許諾、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

また、本件プロポーザル及び本業務の実施に当たり、著作権等第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負うものとする。

### 8 その他

- (1) 受託者は、県に対して、業務の進捗状況の報告や、業務内容等に関する打合せを適宜実施し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、不明確な事項や改善が必要と認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務委託仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。